

住み慣れたまちで生き生きと暮らすために



高齢者の多くは健康で自立した生活を送っていますが、中には支援を必要とする人もいます。皆さんのが住み慣れた地域で生き生きと暮らすために、市が行っているさまざまな取り組みを紹介します。

暮らしを見守ります

独居高齢者の見守り支援

70歳以上の一人暮らしで、配食サービス、デイサービス、ホームヘルプサービスなどを週一回以上利用していない人を対象として、2週間に1回、乳酸菌飲料を届けます。

または、毎日定時に自動音声による電話連絡を行い、孤独感の解消と安否確認を行います。

利用料＝無料

独居高齢者ふれあい訪問等サービス

65歳以上で一人暮らしの人を对象に、地区の民生委員などが月1回訪問などを行い、地域社会とのつながりを保ちながら安否確認を行います。

利用料＝無料

住宅用火災報知器の設置

寝室や、寝室に続く階段に住宅

利用料＝無料
配食サービス

自分で調理や買い物をすることが難しい人に、栄養のバランスが取れた食事を届け、安否確認を行います（1月1日～3日を除く毎日の昼食）。

対象＝週1日以上利用する、おおむね65歳以上の一人暮らしの人

利用料（1食当たり）＝300円
紙おむつの給付

在宅で紙おむつを使用している寝たきり、または認知症などの人に紙おむつを宅配します。

利用料＝無料



電話機につなげて使う緊急通報装置。単独で使えるタイプもあります

用火災報知機を設置します。

対象＝65歳以上の一人暮らしの人または高齢者世帯で取り付ける

住宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

緊急通報装置
割非課税世帯は無料

自宅での急病や事故の際、ボタンを押すだけで、事前に登録した家族などへの連絡や救急車の手配などが行われます。

対象＝65歳以上の一人暮らしの人

または、高齢者世帯（日中高齢者のみとなる世帯を含む）

利用料（1食当たり）＝300円

者のみとなる世帯を含む)

利用料(1カ月当たり)＝市民税所

得割非課税世帯は無料。課税世

帯は664円(安否確認センサー

を設置する場合は2,027円)

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることが難

しい、おおむね65歳以上の一人暮

らしの人や高齢者世帯などを対象

に、専門業者が自宅を訪問し、寝

具の乾燥を行います(利用は月1

回まで)。

利用料＝無料

外出を支援します

オンラインデマンド交通

市内在住の70歳以上で、介助な

しで車両の乗り降りができる人を

対象とした乗り合い型の交通機関

です。自宅から歩いて行ける範囲

に乗降場を設け、目的地の乗降場

まで運行します。

利用するには事前に登録が必要

です。

運行日時＝月～金曜日(祝日・年

末年始を除く) 午前7時30分～

午後5時30分

料金(1人1回当たり・片道)＝

500円

認知症かも?

不安になつたら

徘徊高齢者等早期発見ステッカー

認知症などで行方不明になる恐

れる乗車を希望する30分前までに

オンラインデマンド交通専用ダイヤル

(☎24-00080、土・日曜日・

祝日・年末年始を除く午前8時

～午後5時)へ

移送サービス

医療機関や福祉施設、公的機関

などへの移動に利用できます。利

用するには事前に登録が必要です。

対象＝介護認定を受けている、ま

たは身体障害者手帳や療育手帳、

精神障害者保健福祉手帳などを

持っていて、一人での外出が困

難な在宅の人

登録料(年額)＝2,400円(4

～9月に申し込んだ人)、1、

200円(10～3月に申し込ん

だ人)

利用料(1回)＝往復

○市内：500円

○富里市・酒々井町・栄町・印西

市・芝山町・香取市・佐倉市・

八街市・神崎町・多古町：70

0円(本市からの走行距離が2

キロメートル以内の場合は5

0円)

成年後見制度利用支援

認知症などで判断能力が不十分

で、成年後見などの申し立てを

行う親族がいない人を対象に、申

し立ての支援を行います。また、

それに伴う必要な費用や後見人な

どへの報酬の全部または一部を助

成します。

市では、成年後見制度に関する

専門の窓口として、成年後見支援

センター(☎20-1537・高齢

者福祉課内)を設置しています。

れがある65歳以上の人を対象に、

行方不明になった場合の早期発見

や身元確認に役立てるため、対象

者を特定できる情報や緊急連絡先

などを事前に登録した、履物に貼

るステッカーを交付します。

利用料＝無料

徘徊高齢者等位置探索サービス

徘徊する高齢者などの居場所を

早期に発見できる、衛星回線(G

S)を利用して機器を貸し出し

ます。

対象＝介護認定を受けている人

基本料(1カ月当たり)＝1、3

20円

位置情報提供料(1回当たり)

○電話照会：220円

○インターネット照会：無料

現場急行料(1回)＝1万1,

000円

支給額(月額)＝1万3,000円

②重度認知症高齢者介護手当

対象＝重度の認知症で日常生活を

送るために常に介護が必要な状

態が6カ月以上続いている人の

介護者

成年後見制度利用支援

認知症などで判断能力が不十分

で、成年後見などの申し立てを

行う親族がいない人を対象に、申

し立ての支援を行います。また、

それに伴う必要な費用や後見人な

どへの報酬の全部または一部を助

成します。

市では、成年後見制度に関する

専門の窓口として、成年後見支援

センター(☎20-1537・高齢

者福祉課内)を設置しています。

手当や助成

対象＝市内在住で市税の滞納がな

く、申請日時点で60歳以上の人

が16万円以上の場合は対象となり

ません。

手当手当

在宅で65歳以上の寝たきり、ま

たは重度の認知症の人を対象に手

当を支給します。(①と②と一緒に

受給することはできません。

助成額＝1枚1,000円分(1

カ月当たり2枚を交付、1回の

施設で施術を受ける時に利用券

を渡す

利用方法＝市に登録している、は

り・きゅう・マッサージなどの

施設で施術を受ける時に利用券

を渡す

住宅改造費の助成

介護が必要な高齢者の住宅改修

は、介護保険から上限20万円で、

必要な費用の7～9割が支給され、

それを上回る部分は住宅改造費と

して市から助成を受けることが可

ります。なお、工事前に申請が必

要です。

対象＝重度認知症高齢者介護手当

対象＝重度の認知症で日常生活を

送るために常に介護が必要な状

態が6カ月以上続いている人の

介護者

支給額(月額)＝1万3,000円

③高齢者及び障害者介護手当

対象＝①または②の対象者で3年

以上市内に居住し、家族などに

よる介護を受けている人

は対象工事費全額(上限50万円)

3分の2(上限26万6,000

円)。市民税所得割非課税世帯

は対象工事費全額(上限50万円)

※ぐわしくは、独居高齢者ふれあ

い訪問等サービスについては成

田市社会福祉協議会(☎27-7

755)、移送サービスについてはボランティアセンター(☎

27-8010)、そのほかにつ

いては高齢者福祉課(☎20-1

537)へ。